

令和4年1月25日

認証事業者各位

認証店における対象者全員検査制度の登録開始について

京都府新型コロナウイルス
感染防止対策認証制度事務局
075-284-0182

平素は京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度を遵守し、感染拡大防止に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、京都府では、新型コロナウイルス感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を継続できるよう、行動制限の緩和のための「ワクチン・検査パッケージ制度」を運用しており、制度適用を受けることで、利用者の入店時に陰性の検査結果を確認する取組を行うことにより、緊急事態措置や、まん延防止等重点措置等を実施している期間において、措置として想定される「同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食の回避」、「カラオケ設備の提供の停止」の緩和が可能となっています（なお、ワクチン・検査パッケージ制度については、現在、国の基本的対処方針において当面適用しないこととされています）。

この度、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「ワクチン・検査パッケージ制度」とともに、対象者全員に検査を行い利用者の陰性の検査結果を確認することで同様の行動制限の緩和を受けること（以下、「対象者全員検査制度」という。）とされました。

この制度が適用されるのは、京都府に登録された店舗に限定されますが、その手続きの簡略化を図るため、ワクチン・検査パッケージ制度の登録をもって当該制度の登録を行ったものとして取扱うこととしますので、お知らせします。

このため、対象者全員検査制度の適用を希望される認証店については、京都府のワクチン・検査パッケージ制度に登録していただく必要がありますので、御承知願います（既にワクチン・検査パッケージ制度に登録済みの場合、追加手続きは不要です）。

記

1. ワクチン・検査パッケージ制度及び対象者全員検査制度の概要

	ワクチン・検査パッケージ制度 (当面適用しない)	対象者全員検査制度
制度登録の手続き ※2. 登録要件を満たしていることが必要	「2. ワクチン・検査パッケージ制度登録について」のとおり	ワクチン・検査パッケージ制度と同様 <u>※ワクチン・検査パッケージ制度に登録すると、自動的に対象者全員検査制度にも登録されます。</u>
登録された認証店に対する行動制限緩和の内容	飲食： 緊急事態措置や、まん延防止等重点措置等を実施している期間において、同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を回避するよう、都道府県知事が事業者に要請した場合、登録店舗では、同一グループ・同一テーブルでの5人以上での会食が可能 カラオケ： 緊急事態措置を実施している期間において、カラオケ設備の提供を停止するよう、都道府県知事が事業者に要請した場合、登録店舗は、収容率の上限を50%に制限し、カラオケ設備を提供可能	ワクチン・検査パッケージ制度に準じる
登録店において、行動制限の緩和を行う方法	利用者(*)が以下のいずれかを提示 ・ワクチン接種歴 ・陰性の検査結果 (*) 飲食：5人以上の会食を行う場合、当該5人以上の利用者全員 カラオケ：来店者全員	利用者(*)が以下を提示 ・陰性の検査結果 (*) 飲食：5人以上の会食を行う場合、当該5人以上の利用者全員 カラオケ：来店者全員

※ただし、飲食、カラオケいずれについても、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合などは、国又は府の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査制度を適用せず、強い行動制限を要請することがあります。

2. ワクチン・検査パッケージ制度及び対象者全員検査制度の登録について

(1) 登録要件

次に示す項目を満たしていることが要件となります。

- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者であること。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していないこと。

(2) 登録方法

(ア) 電子申請

京都府ホームページ「[飲食店等におけるワクチン・検査パッケージ制度の登録について](#)」から申請してください。

アドレス：https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona_211125vtp.html

(イ) 郵送申請

「ワクチン・検査パッケージ制度登録申請書（京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度認証店用）」に必要事項を記載の上、京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度事務局あて郵送ください。

郵送先：〒600-8078 京都柳馬場松原郵便局留

京都府感染防止対策認証制度事務局 行

(3) 登録完了後

(ア) 登録完了通知及び登録ステッカーの送付

登録完了通知及び登録ステッカーを送付します。登録ステッカーについては、外から見える位置に掲示するようにお願いします。

(イ) ホームページでの公表

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度においてホームページ公表希望とされている登録店については、京都府ホームページ等においてワクチン・検査パッケージ制度登録店として公表します。

(4) その他

ワクチン・検査パッケージ制度に登録すると、自動的に対象者全員検査制度にも登録されます。

3. 備考

別途、飲食店等の事業者を対象としたワクチン・検査パッケージ制度における検査事業者を募集しています。応募にあたっては京都府ホームページ「[ワクチン・検査パッケージ制度等の検査実施事業者募集について](#)」をご覧ください。

アドレス：https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona_muryokensa_boshu.html